（延滞金）

第十二条　法第二十六条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金等を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

第一号様式（第六条関係）

保管した工作物等一覧簿

整理番号	保管した工作物等			保管した日時	撤去した日時	保管した場所	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第二号様式（第十条関係）

受　領　書

年　月　日

殿

返還を受けた者
住　所
ふりがな
氏　名　　印

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
（返還を受けた金額）	

備考

1　氏名の記載を自書で行う場合においては、押印を省略することができる。

2　用紙は、日本工業規格Ａ４の寸法のものとすること。

第三号様式（第十一条関係）　（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写　真

住　所
氏　名
職　名
生年月日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二十五条第一項の規定により、同法第十条第一項の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間
発行機関名

発行機関印

（裏）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律抜粋

（報告の徴収等）

第二十五条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十条第一項の許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。